

# 兵庫県公報

平成19年7月17日 火曜日 第1893号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 告 示

○平成19年度第2回危険物取扱者試験の実施(消防課) .....	ページ 1
○被爆者一般疾病医療機関の指定(疾病対策課) .....	3
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要(水質課) .....	8
○市営土地改良事業の施行同意(農地整備課) .....	9
○第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可(水産課) .....	10
○土地区画整理事業の終了の認可(市街地整備課) .....	10
○道路の位置指定(建築指導課) .....	11
○同 上(同) .....	11

### 公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出(阪神南県民局) .....	11
○大規模小売店舗の廃止に関する届出(同) .....	12

### 人事委員会公告

○兵庫県職員 中級・初級採用試験の実施 .....	13
---------------------------	----

### 監査委員公告

○住民監査請求に係る監査の結果 .....	16
-----------------------	----

### 公安委員会告示

○警備員指導教育責任者講習の実施 .....	33
------------------------	----

## 告 示

### 兵庫県告示第791号

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5の規定に基づき財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成19年7月17日

兵庫県知事 井戸 敏三

#### 1 試験日時

平成19年10月28日(日)

甲種危険物取扱者試験 午後1時から午後3時30分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時から午後3時まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで

丙種危険物取扱者試験 午後3時45分から午後5時まで

#### 2 試験場所

試験地	試験場	所在地
-----	-----	-----

神戸 県立兵庫工業高等学校		神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63
---------------	--	-------------------

姫路 兵庫県立大学姫路書写キャンパス		姫路市書写2167
--------------------	--	-----------

西宮 大手前大学さくら夙川キャンパス		西宮市御茶家所町6-42
--------------------	--	--------------

加古川 県立農業高等学校		加古川市平岡町新在家902-4
--------------	--	-----------------

豊岡 県立但馬技術大学校  
篠山 県立篠山産業高等学校  
洲本 県立洲本実業高等学校

豊岡市九日市上町660-5  
篠山市郡家403-1  
洲本市宇山2丁目8-65

### 3 試験科目

- (1) 甲種危険物取扱者試験
  - ア 物理学及び化学
    - イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
    - ウ 危険物に関する法令
- (2) 乙種危険物取扱者試験
  - ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学
    - イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
    - ウ 危険物に関する法令
- (3) 丙種危険物取扱者試験
  - ア 燃焼及び消火に関する基礎知識
    - イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
    - ウ 危険物に関する法令

### 4 試験科目の一部免除

- (1) 1種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、他の乙種危険物取扱者試験を受けるものについては、次の科目を免除する。
 

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から35分間とする。

  - ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学
  - イ 危険物に関する法令
- (2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第1項の規定による甲種、乙種若しくは丙種火薬類製造保安責任者免状又は同条第2項の規定による甲種若しくは乙種火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けている者で、第1類又は第5類の乙種危険物取扱者試験を受けるものについては、申請により次の科目を免除する。
 

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から90分間とする。

  - ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学の一部
  - イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法の一部
- (3) 5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法（昭和22年法律第226号）第51条第4項に規定する消防学校における基礎教育又は専科教育の警防科の課程を修了した者で、丙種危険物取扱者試験を受けるものについては、次の科目を免除する。
 

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から60分間とする。

  - 燃焼及び消火に関する基礎知識

### 5 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の3第4項の各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。
- (3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

### 6 受験手続

- (1) 提出書類
  - ア 受験願書
 

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画管理部災害対策局消防課及び各県民局において、平成19年8月初旬から配布する。
  - イ 写真1枚
 

出願前6箇月以内に撮影した無帽無背景正面上三分身像で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したもの
  - ウ 受験資格を有することを証明する書類（甲種危険物取扱者試験受験者のみ）
  - エ 乙種危険物取扱試験科目の一部免除を受けようとする者は、交付を受けている免状（乙種危険物取扱者免状については表裏両面）の写し

オ 丙種危険物取扱者試験科目の一部免除を受けようとする者は、5年以上消防団員として勤務したこととを証明する書類及び消防学校における基礎教育又は専科教育の警防科の課程を修了したことを証明する書類

(2) 受付場所及び受付期間

受付場所は、財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。（郵送可）

受付期間は、平成19年9月5日（水）から同月14日（金）の午前9時から午後5時までとする。（土・日曜日及び祝祭日を除く。）

郵送の場合は、簡易書留、配達記録郵便等、送達確認可能な方法で送付すること。（平成19年9月14日（金）の消印有効。）

(3) 手数料

所定の振込用紙により次の額の手数料を郵便局で振り込むこと。ただし、受験願書受付後は、手数料は返還しない。

ア 甲種危険物取扱者試験 5,000円

イ 乙種危険物取扱者試験 3,400円

ウ 丙種危険物取扱者試験 2,700円

(4) その他

ア 複数受験（同一試験時間帯の場合）

既に、乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者に限り、他の乙種試験を3種類まで同時に受験することができる。ただし、乙種第4類との複数受験や同じ類の複数受験はできない。

試験時間は、2種類受験が1時間10分、3種類受験が1時間45分。

イ 併願受験（試験時間帯が異なる場合）

試験時間帯が重ならない同一試験場での2種類、3種類及び乙種第4類の午前と午後の受験もできる。

ウ ア及びイで受験する場合、それぞれ試験の種類ごとに願書を作成し、ホッチキス等で留めて一緒に提出すること。

7 合否の発表

平成19年11月中旬頃に財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で合否を通知する。

8 受験についての問い合わせ先

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部 電話（078）361-6610

兵庫県告示第792号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成19年7月17日

兵庫県知事 井戸 敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人甲南回生松本クリニック理事長 松本 浩彦		神戸市東灘区森北町6-6-3	平成19年5月23日
羽間 医院 羽間 弘		同 市同 区田中町3-10-1	同 年1月1日
橋本クリニック 橋本 隆		同 市同 区住吉本町1-7-2	同
やなぎ整形外科クリニック 野柳 俊英		同 市同 区魚崎南町5-13-1 魚崎メディカルビル1F	同
佐治歯科医院 佐治 隆		同 市同 区住吉宮町4-4-1-202	同
住吉ゆーあい薬局 株式会社ユーアイファーマシー 代表取締役 内海 直彦		同 市同 区住吉本町1-7-2	同
薬局人丸ファーマシー住吉川 株式会社 ファーマネット 代表取締役 住谷 政彦		同 市同 区魚崎南町5-13-1	同
阿部 医院 麻生 節子		同 市灘区楠丘町5-2-16	同
牛嶋歯科医院 牛嶋 星地		同 市同区森後町3-1-18 ニューサンライフ六甲2F	平成19年5月1日

谷 眼 科 医 院	谷 恵美子	同 市同区森後町3-1-7 嶋田ビル1F	同 年1月1日
常岡内科クリニック	常岡 武史	同 市同区備後町3-1-5	同
かつはら薬局灘店	勝原 真一	同 市同区篠原北町3-11-15	平成19年6月7日
ふたば 薬局	有限会社ピー・ンズ 取締役 石上 俊次	同 市同区宮山町2-7-23	同 年1月1日
セントケアア 訪問看護ステーション六甲	セントケア西日本株式会社 代表取締役社長 岡田 修一	同 市同区高徳町4-1-3-101	同 年4月1日
青山内科クリニック	青山 伸郎	同 市中央区多聞通3-3-9 神戸楠公前ビル5F	同 年5月1日
医療法人社団本山クリニック	理事長 本山 隆章	同 市同 区吾妻通6-4-17	同 年1月1日
医療法人社団 たなかクリニック	田中 幸弘	同 市同 区相生町5-10-21 相生ビル107	同
白 ク リ ニ ッ ク	白 永潤	同 市同 区旭通1-1-1 サンピア2F	同
橋 本 皮 膚 科	橋 本 淳	同 市同 区相生町1-2-14	同
ひろクリニック	坂井 宏成	同 市同 区京町74 ダヴィンチ三宮4F	平成19年6月1日
元町伊庭クリニック	伊庭 重紀	同 市同 区三宮町3-1-5	同 年1月1日
若栄クリニック	若栄 徳彦	同 市同 区花隈町3-3-2F	同 年6月1日
石井歯科医院	石井 勉之助	同 市同 区港島中町3-2-6 エバーグリーンポートアイランド 1階	同 年1月1日
医療法人社団山田クリニック 三 宮 歯 科	医療法人社団山田クリニック	同市同区雲井通7-1-1 神戸新聞会館15階	同 月15日
加藤歯科医院	加藤 昭郎	同 市同 区北長狭通4-7-8	同 月1日
関本歯科医院	関本 恵一	同 市同 区元町通1-6-6	同
松村歯科医院	医療法人社団松村歯科医院 理事長 松村 幸利	同 市 同区多聞通3-3-7 コウベセンタービル2F	平成19年5月1日
アイ薬局三宮南店	ヤツデ 株式会社 代表取締役 大東菜穂子	同 市同 区京町74 ダヴィンビル4階	同 月2日
アイセイ薬局大倉山店	株式会社アイセイ薬局 代表取締役 岡村 幸彦	同 市同 区楠町3丁目 神戸市営地下鉄「大倉山駅」構内	平成19年6月1日
ヤクエイ中町薬局	竹内 紘一	同 市同 区中町通4-2-11 村上ビル1F	同 年1月1日
セントケアア 訪問看護ステーション神戸	セントケア西日本株式会社 代表取締役社長 岡田 修一	同 市同 区多聞通2-4-4- 2F	同 年4月1日
辻 ク リ ニ ッ ク	辻 正幸	同 市兵庫区大開通7-3-8- 201	同 年1月1日
寺 师 内 科 医 院	寺 师 克 洋	同 市同 区菊水町4-5-13	同
池 水 歯 科 医 院	池 水 裕 一	同 市同 区浜山通2-5-15 御崎南ビル101号	同
イトエー薬局兵庫店	株式会社伊藤英商店 代表取締役 伊藤 達也	同 市同 区大開通7-3-8	同
かりん 薬局	有限会社サンヨー調剤薬局 取締役 柴田 隆志	同 市同 区駅南通1-2-3 駅南ビル3F	同
つくし 薬局	有限会社あおば 代表取締役 小嶋 剛志	同市同区東山町1-12-23 ウエストパークビル1F	平成19年6月1日
医療法人社団 のぞみ耳鼻咽喉科	理事長 小西 保伯	同 市長田区大橋町6-1-1- 215 アスタプラザウエスト	同 年1月1日
上 本 整 形 外 科	医療法人社団上本整形外科 理事長 上本 光秀	同 市同 区駒ヶ林町1-17-18	同
野瀬デンタルクリニック	野瀬 了	同 市同 区4番町7-27 ワコール長田総合ビル1F	平成19年5月1日
新長田 薬局	有限会社西神戸企画 代表取締役 村井ともこ	同 市同 区腕塚町4-3-14	同 年1月1日
スカイ 薬局	メグコーコーポレート株式会社 代表取締役 松山恵美子	同 市同 区二番町1-1	同 年5月29日
石川リハビリ脳神経外科 クリニック	医療法人社団思葉会 理事長 石川 朗宏	同 市須磨区大田町2-3-7	同 年1月1日
医療法人社団医純会 たかなかが皮フ科 ・アレルギー科・形成外科	高永 哲也	同 市同 区横尾1-8	同

松井整形外科クリニック	医療法人社団あんしん会 理事長 松井 允三	同 市同 区大池町5-16-8 幸学ビル2F	平成19年5月1日
もとむら外科	本村 公也	同 市同 区大黒町2-1-11 フェニックスビル4F	同年1月1日
和高医院	高 英哲	同 市同 区須磨寺町1-13-1 山陽電鉄須磨寺駅ビル2F	同
渡辺矯正歯科	渡辺 真太郎	同 市同 区北落合2-7-4	平成19年4月1日
コスモス薬局	原 修平	同 市同 区神の谷2-9-5	同年1月1日
はるか調剤薬局	山下 泰信	同 市同 区前池町2-6-5	同
医療法人社団慈恵会 北須磨訪問看護・ リハビリセンター	澤田 善郎	同 市同 区友が丘7-1-31	平成19年5月1日
セントケアアーバン訪問看護ステーション名谷	セントケア西日本株式会社 代表取締役社長 岡田 修一	同 市同 区白川台3-60-7 グランドハイツコーア白川台 101号室	同年4月1日
川田内科クリニック 眼科京平アイクリニック	川田 公一 院長 井沢 京平	同 市垂水区陸ノ町2-11 同 市同 区本多聞2-29-6-101	同年1月1日 同
木村整形外科 リウマチクリニック ドマーニ神戸クリニック	木村 真二	同 市同 区学が丘4-15-15	同
かねまつ歯科医院	宮武 博明	同 市同 区本多聞3-1-37	同
木下歯科医院	兼松 陳重	同 市同 区千鳥ヶ丘3-18-11	同
アルファ調剤薬局向陽店	木下 保	同 市同 区上高丸1-10-15	同
株式会社フタツカ薬局桃山台店	有限会社アルファ企画 代表取締役 山下 泰信	同 市同 区向陽1-1-17	平成19年6月1日
さくらんぼ調剤薬局	株式会社大新堂 代表取締役 二塚 安子	同 市同 区桃山台3-1-9	同年1月1日
フタツカ薬局柏台	服部 美保	同 市同 区東垂水町菅ノ口626-11	同年4月1日
フタツカ薬局舞子	株式会社大新堂 代表取締役 二塚 安子	同 市同 区塩屋北町3-6-4	同年1月1日
モリタ薬局本多聞店	同 上	同 市同 区舞子台2-9-30-101	同
医療法人社団阿部医院 カトレアクリニック	株式会社エム・エム・シー 代表取締役 森田 英樹	同 市同 区本多聞2-34-14 1-A	同
医療法人社団山崎内科医院	医療法人社団阿部医院 理事長 阿部 申次	同 市西区南別府2-15-9 カトレア総合医療ビル	平成19年6月1日
関本クリニック内科・ 消化器科	理事長 山崎 市雄	同 市同区福吉台1-1617-33	同年1月1日
あけぼの薬局	関本 郁史	同 市同区伊川谷町有瀬池林709-1	同
枝吉調剤薬局	山本 順子	同 市同区持子2-12	同
ベル薬局	八杉 徹	同 市同区枝吉1-17	平成19年5月1日
あおきクリニック	メグコーポレート株式会社 代表取締役 松山恵美子	同 市同区南別府4-368-4	平成18年6月1日
医療法人社団森尾診療所	青木 裕司	同 市北区谷上東町8-6	平成19年5月1日
宇津医院	医療法人社団森尾診療所 理事長 森尾 稔之	同 市同区南五葉1-2-28	同年 月9日
長田眼科	宇津 尚	同 市同区緑町6-9-21	平成19年1月1日
浜野歯科医院	肱 黒和子	同 市同区南五葉2-1-39	同
前田歯科医院	濱野 正和	同 市同区松ヶ枝町2-1-32	同
あおぞら生協クリニック	前田 龍一	同 市同区山田町下谷上箕の谷20-1	同
尼崎医療生活協同組合	尼崎医療生活協同組合 理事長 船越 正信	同 市同区南武庫之荘11-12-1	平成19年5月1日
伊藤皮フ科	同 上	同 市南武庫之荘12-16-1	同
医療法人社団安室泌尿器科	伊藤 往子	同 市塚口町1-23-1	平成19年1月1日
医療法人社団斐庵会院 鷺田病院	理事長 安室 朝三	同 市御園町5 土井ビル3F	同
医療法人社団神和会院 神村医院	理事長 鶴田佐佐男	同 市三反田町2-16-18	同
おかもと皮膚科・ 形成外科クリニック	理事長 神村 政行	同 市杭瀬本町1-27-21	同
	岡本 博道	同 市長洲東通1-9-35 アズマビル101号	平成19年4月1日

瀧 内 科 胃 腸 科	医療法人社団瀧内科胃腸科 理事長 滝 正憲	同 市南武庫之荘1-20-25	同 年1月1日
武 部 整 形 外 科 リハビリテーション はやし皮フ科クリニック	武 部 恭 一 林 一 弘	同 市浜田町5-28 同 市西大物町12-41 アマゴッタ4階	同 平成19年5月1日
わたなべクリニック 医療法人社団幸之会 あべ歯科クリニック	渡 辺 一 弘 安 部 幸 孝	同 市南武庫之荘1-18-1-101 同 市上坂部3-11-1 フレアージュ塚口1階	同 平成19年1月1日
医療法人社団和田歯科医院	理事長 和田 千明	同 市東難波町1-23 立花グリーンハイツ7号棟4号室	同
尼崎医療生活協同組合 生 協 歯 科	尼崎医療生活協同組合 理事長 船越 正信	同 市南武庫之荘11-12-1	同
永 井 歯 科 医 院	永 井 康 照	同 市南武庫之荘2-33-6	同
ながみね歯科クリニック	長 峯 隆 史	同 市七松町1-3-1-123	平成19年5月1日
西 浜 歯 科 医 院	西 浜 直 樹	同 市武庫の里1-17-10	同 年6月1日
三 山 歯 科	三 山 隆 史	同 市南塚口町2-17-14 サニーハイツ1階	同 年1月1日
株 式 会 社 タ イ ヨ 一 薬 局 タ イ ヨ 一 薬 局	田 中 浩 一	同 市大庄西町1-24-1	同
にしいち調剤薬局昭和通店	株 式 会 社 サンニシイチ 代表取締役 西本 誠	同 市昭和通5-164	同
にしいち調剤薬局若王子店	同 上	同 市若王子1-2-2	同
本 町 調 剤 薬 局 株 式 会 社 株 式 会 社 コスモス店	本 町 調 剤 薬 局 株 式 会 社 代表取締役 喜多 芳恵	同 市杭瀬本町2-20-1	平成19年5月1日
吉 田 調 剤 薬 局	吉 田 昌 一	同 市七松町1-2-601F フェスタ立花北館6F	同 年1月1日
やすらぎ薬局武庫之荘店	有限会社アビメディカル 代表取締役 保田 裕司	同 市南武庫之荘1-18-1-103	同 年6月1日
わ か ば 薬 局	株 式 会 社 川 崎 薬 局 代表取締役 川崎 博之	同 市長洲東通1-9-35 アズマビル102	同 年5月1日
セ ン ト ケ ア 訪問看護ステーション尼崎	セントケア西日本株式会社 代表取締役社長 岡田 修一	同 市南塚口町1-12-3	同 年4月1日
お り た ク リ ニ っ ク	医療法人社団おりたクリニック 理事長 織田 博行	西宮市甲陽園西山町1-60	同 年5月1日
藤 川 ク リ ニ っ ク	藤 川 洋 子	同 市甲子園口3-4-24	同 年6月1日
川 口 歯 科 医 院	川 口 兵 衛	同 市甲子園浦風町19-3	同 年1月1日
白 石 歯 科 医 院	白 石 行 延	同 市下大市西町10-30	同
長 野 歯 科 医 院	長 野 和 幸	同 市鳴尾町4-13-22 フローラル浜甲子園2F	平成19年5月23日
宮 井 歯 科 医 院	宮 井 正 三 郎	同 市甲風園1-5-12	同 年1月1日
の ぞ み 薬 局	有限会社メディカル・ブレーン 代表取締役 宮園 啓子	同 市池田町10-8 ウエストパレス102	同
め ぐ み 薬 局	熊 倉 律 夫	同 市甲子園口2-6-22	同
有 限 会 社 中 央 薬 局	有 限 会 社 中 央 薬 局 代表取締役 堀川 亮	同 市笠屋町7-21	平成18年4月1日
有 限 会 社 中 央 药 局 鳴 尾 店	同 上	同 市里中町3-11-11 兵一鳴尾ビル1F	同
薬局アクアファーマシー	株 式 会 社 川 崎 薬 局 代表取締役 川崎 博之	同 市相生町6-38	平成19年4月1日
香 栃 園 訪問看護ステーション夢	株式会社夢コーポレーション 代表取締役 村田 弘子	同 市川西町2-35	同
医 療 法 人 社 団 だいどう耳鼻咽喉科 ク リ ニ っ ク	医 療 法 人 社 団 だいどう耳鼻咽喉科クリニック 理事長 大道 弘之	伊丹市荒牧6-6-7	平成19年5月1日
昆 阳 の 里 眼 科	三反田 智 博	同 市池尻1-51 YAMAMOTOビル2F	同 年1月1日
津 山 耳 鼻 咽 喉 科	津 山 秀 明	同 市西台3-9-20	同
ふ じ お 皮 フ 科	藤 尾 由 子	同 市西台3-2-18	同
三 谷 眼 科	理事長 横山和佐子	同 市中央3-2-29	同
よ し だ 整 形 外 科	医療法人社団よしだ整形外科 理事長 吉田 竹志	同 市池尻1-202-2	平成19年5月1日

医療法人社団炭本歯科医院	理事長 炭本 圭之	同 市中央1-5-21 白扇ビル2F	同年1月1日
小野木歯科	小野木 裕 蔵	同 市寺本4-52 ふじハイツ	同
サクラ薬局タミー店	有限会社サクラファーマシータミー 代表取締役 土井 悅嗣	同 市西台1-1-1	同
ローズ薬局	株式会社T.H.メディック 代表取締役 北西 忠	同 市荒牧6-6-14	平成19年5月1日
医療法人社団蓮尾医院	蓮尾 春輝	宝塚市中山五月台2-2-2	同年1月1日
おぎはら皮ふ科	荻原俊治	同 市中山寺1-6-6	同
とみい眼科クリニック	富井りか	同 市小林5-4-19	同
雲雀丘クリニック	嶋津悦子	同 市雲雀丘山手1-14-25	同
松本 医院	松本 誠	同 市雲雀丘2-1-5	同
村井皮フ科クリニック	村井 隆	同 市小林5-4-19 エステート吉田ビル2F	同
山口整形外科クリニック	山口 力	同 市壳布2-11-1 ピピアめふ2-2F	同
大住歯科医院	大住 敏治	同 市小林2-12-25 プレジデント宝塚1F	同
神田歯科医院	神田 直大	同 市中山寺1-13-20 シオン中山1階	平成19年6月5日
福田歯科クリニック	福田 順直	同 中州1-1-1 アピアきた2F	同年1月1日
まんなみ歯科	万並祐一	同 市湯本町9-18 アメニティコート宝塚湯本2F	同
タカラ薬局宝塚南口店	平山 邦夫	同 市南口1-8-29	同
チトセ薬局壳布店	岡山 嘉宏	同 市壳布2-12-6 谷内ビル1F	同
のぞみ薬局	有限会社メディカル・ブレーン 代表取締役 宮園 啓子	同 市川面5-1-3 ホワイトストーンギャラリー1F	同
花や敷薬局	山下 央子	同 市雲雀丘1-2-9	同
薩摩耳鼻咽喉科医院	薩摩 好彦	川西市多田桜木1-3-15	同
清和台うえだ皮膚科	医療法人社団博友会 理事長 上田 清隆	同 市清和台東3-1-8	同
今井泌尿器科	今井 敏夫	明石市魚住町錦が丘4-7-2 中西駅前ビル2F	同
医療法人社団大塚眼科医院	大塚 明	同 市魚住町錦が丘1-19-15	同
国賀歯科医院	国賀 就一郎	同 市本町1-3-11 コンボーズビル4F	同
パール薬局	有限会社ナカムラファーマシー 代表取締役 中村 哲也	同 市西明石南町2-2-5-1 B	平成19年6月1日
むらつ皮ふ科クリニック	村津 麻紀	加古川市加古川町篠原町111-2F 203	同年1月1日
医療法人社団 大谷歯科クリニック	理事長 大谷 嘉春	同 市西神吉町岸152-3	同
ホートク薬局有限会社	ホートク薬局有限会社 代表取締役 萩田 春美	同 市西神吉町鼎59-2	同
広田歯科医院	廣田 昌稔	西脇市和布町170-6	同
井之口耳鼻咽喉科医院	井之口 順	三木市緑が丘町本町1-3-3	同
廣田歯科医院	廣田 将秀	同 市平田岸ノ上9	同
みのり薬局	有限会社北神ファーマシー 代表取締役 柳 史一	同 市志染町広野5-283-3	同
織田 医院	織田 篤芳	高砂市荒井町東本町20-2	平成19年5月1日
三菱重工高砂診療所(医科)	三菱重工業株式会社 執行役員高砂製作所長 前川 篤	同 市荒井町新浜2-1-1 三菱重工業株式会社高砂製作所	同年1月1日
藤原歯科医院	藤原 一樹	同 市米田町島字三反田18-29	同
三菱重工高砂診療所(歯科)	三菱重工業株式会社 執行役員高砂製作所長 前川 篤	同 市荒井町新浜2-1-1 三菱重工業株式会社高砂製作所	同
けんこう薬局	株式会社進興技研 代表取締役 中川 元英	同 市神爪1-7-1 宝殿駅北ヤングビル104号	同
つつじ薬局末広	有限会社ライジング・フォース 代表取締役 松野 知樹	同 市末広町5-7	同

田尻内科循環器科 あさひ調剤薬局古坂店	田尻英一 ナイトウメディックス株式会社 代表取締役 内藤政雄	加西市北条町古坂671 同 市北条町古坂888-1	同 同
医療法人社団河野医院	河野俊哉	姫路市岡田607-1 サンヒルズ岡田1F	同
こにし眼科	小西玄人	同 市西中島236-4	同
寺田内科・呼吸器科	寺田忠之	同 市城東町五軒屋3-6	同
中山皮膚科	中山英俊	同 市北今宿2-5-22 エムセンタービル1F	同
和田整形外科クリニック	和田光知	同 市白浜町寺家1-186-1	同
糸田歯科医院	糸田博之	同 市御国野町国分寺788-10	平成19年5月1日
梶原歯科医院	梶原常弘	同 市忍町76	同年1月1日
シオングループ薬局	住谷庸子	同 市船津町2039-8	同年6月1日
十字堂薬局	八木典子	同 市鈴磨区栄町58	同年1月1日
中尾調剤薬局熊見店	株式会社中尾薬局 代表取締役 中尾一夫	同 市勝原区熊見71-1	同年6月1日
医療法人社団珠宝会 宝青院眼科医院	小田恭子	たつの市龍野町堂本11-13	同 年1月1日
医療法人伯鳳会 赤穂はくほう会病院(医科)	理事長 古城 資久	赤穂市加里屋字新町99	同 年4月1日
久保川医院	久保川潔	同 市加里屋2043	同 年6月1日
医療法人伯鳳会 赤穂はくほう会病院(歯科)	理事長 古城 資久	同 市加里屋字新町99	同 年4月1日
内田デンタルクリニック	内田 学	同 市上仮屋北16-1	同 年1月1日
コーシン薬局	ジャパンメディカル株式会社 代表取締役 大野 健治	同 市加里屋駅前町65-17	同
加古歯科医院	加古公一	宍粟市山崎町山崎158	平成18年5月8日
オリーブ調剤薬局	柿沼亘	朝来市和田山町東谷136-1	平成19年6月1日
さつき薬局春日店	株式会社亀甲会 代表取締役 山田均	丹波市春日町国領937	同
仲田歯科医院	医療法人社団艶美会	篠山市東吹343-3	同
淡路市国民健康保険 北淡診療所	兵庫県淡路市長門 康彦	淡路市育波480-5	平成19年5月1日
三条天羽歯科	天羽肇	南あわじ市市三條1195-5	同 年1月1日

## 兵庫県告示第793号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定により許可申請があつた特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月17日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 申請の概要

## (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

新キャタピラー三菱株式会社 明石事業所

明石市魚住町清水1106番地4

執行役員明石事業所長 尾野輝実

## (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

新キャタピラー三菱株式会社 明石事業所

明石市魚住町清水1106番地4

## (3) 特定施設に関する事項

種類	63号ホ 廃ガス洗浄施設(№1、№2)
能力	ブームスティック 2,400台/月

工事着手予定期月日	許可後		
工事完成予定期月日	着手後7日		
使用開始予定期月日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時30分～17時30分 8時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指數)	6～8.6	6～8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	15	25
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	25	100
	浮遊物質量 (単位 mg/L)	20	150
	窒素含有量 (単位 mg/L)	14	20
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.3	1.2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	2	3
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m <sup>3</sup> /日)	0	9.5	

備考 汚水等の汚染状態は増加するが、総合廃水処理施設の能力範囲内で処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減は無い。

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年7月17日から同年8月7日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び明石市環境部環境政策課

## 兵庫県告示第794号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年7月17日

兵庫県知事 井戸 敏三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日

豊 岡 市

元気な地域づくり交付金  
(基盤整備促進)

国府 3 期地区

平成19年6月27日

**兵庫県告示第795号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成19年7月4日に次のとおり認可した。

平成19年7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 漁業権者

名 称 岸田川漁業協同組合  
所在地 美方郡新温泉町浜坂2143-10

## 2 漁業権番号

内共第13号

## 3 認可に係る変更の内容

第6条の表を次のように改める。

魚 種	全 長
こい	15センチメートル以下
うなぎ	20センチメートル以下
いわな及びやまめ	12センチメートル以下
もくずがに	甲羅の横幅 5センチメートル以下

第8条第2項中「井土28 花いづつ」及び「岸田3647-1 とんぼ庵」を削る。

4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日  
認可の日から施行する。**兵庫県告示第796号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、太子町竹広前田農住組合土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

平成19年7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 施行者の名称

太子町竹広前田農住組合

## 2 事業実行期間

平成17年12月27日から平成19年7月17日

## 3 施行地区

揖保郡太子町竹広字前田及び蓮常寺円蔵坊の各一部

## 4 土地区画整理事業の名称

太子町竹広前田農住組合土地区画整理事業

## 5 施行認可の年月日

平成17年12月16日

## 6 終了認可の年月日

平成19年7月3日

**兵庫県告示第797号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。  
なお、その関係図書は、平成19年7月17日から西播磨県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。  
平成19年7月17日

兵庫県知事 井戸 敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H19西播予定 0001号	19. 7. 3	揖保郡太子町沖代字前田41番2、41番3、41番8、 41番10、47番2、47番4、55番3、55番5、56番2 から56番4まで、56番6、56番7、64番2、65番3、 65番4、66番2から66番6まで、67番2から67番4 まで、68番3、68番4、69番2、69番3、70番1の 一部、70番2から70番4まで、71番2から71番5ま で  同 郡同 町沖代字竹ノ内84番2から84番4まで、 84番8、85番1の一部、86番2	17.00	170.00

**兵庫県告示第798号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、その関係図書は、平成19年7月17日から西播磨県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。  
平成19年7月17日

兵庫県知事 井戸 敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H19西播位置 0001号	19. 7. 2	揖保郡太子町矢田部字才ノ上301番8、301番15、303 番1の一部、305番1の一部	6.00	65.54

**公 告****大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年7月17日

阪神南県民局長 青山 善敬

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）阪神今津駅高架下商業施設

所在地 西宮市今津曙町139番、今津水波町190番

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 阪神電気鉄道株式会社

代表者の氏名 坂井信也

住所 大阪市福島区海老江1丁目1番24号

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
氏名又は名称 (株)ライフコーポレーション  
法人の代表者の氏名 岩崎高治  
住所 東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年1月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,990平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数  
93台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
150台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
80.5平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
24.9立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前8時  
閉店時刻 翌午前1時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前7時30分から翌午前1時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成19年5月29日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神南県民局土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
平成19年7月17日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先  
提出期限 平成19年11月19日  
提出先 阪神南県民局土整備部まちづくり課  
〒660-0892 尼崎市東難波町5丁目15-13
- ~~~~~

#### 大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成19年7月17日

阪神南県民局長 青山善敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 上新電機西宮店  
所在地 西宮市川原町48-1
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,056平方メートル

- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
960平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
平成18年4月2日
- 5 届出年月日  
平成19年6月29日

## 人事委員会公告

**兵庫県職員 中級・初級採用試験の実施**  
兵庫県職員 中級・初級採用試験を次のとおり実施する。

平成19年7月17日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格  
(中級)

試験職種	採用予定人員	受験資格
(1) 臨床検査技師	4名程度	1 年齢制限 次に掲げる者とする。
(2) 診療放射線技師	4名程度	
(3) 土木職	1名程度	

職種	年齢
臨床検査技師	昭和56年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者（平成20年4月1日現在で21歳から26歳までの者）
診療放射線技師	
土木職	昭和57年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者（平成20年4月1日現在で20歳から25歳までの者）

ただし、土木職は次のいずれかに該当する者は受験できない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した者又は卒業する見込みの者などその在学期間が2年を超える者
- (2) 外国における大学等を卒業した者（平成20年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）で学校教育における16年の課程を修了した者（平成20年3月31日までに当該課程を修了する見込みの者を含む。）

## 2 免許

次の職種は、それぞれの免許取得者又は取得見込み者に限る。  
なお、採用にあたっては、それぞれの免許の取得を必要とする。

職種	免許

		臨床検査技師	臨床検査技師の免許
		診療放射線技師	診療放射線技師の免許

(初級)

試験職種	採用予定人員	受験資格
(1) 一般事務職	8名程度	1 年齢制限 次に掲げる者とする。 昭和58年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者 (平成20年4月1日現在で18歳から24歳までの者) なお、定時制及び通信制の高等学校に在学する者（高等学校卒業以上の学歴を有する者は除く。）に限り、昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者（平成20年4月1日現在で18歳から30歳までの者）とする。 ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できない。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した者又は卒業する見込みの者などその在学期間が2年を超える者 (2) 外国における大学等を卒業した者（平成20年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）で学校教育における16年の課程を修了した者（平成20年3月31日までに当該課程を修了する見込みの者を含む。）
(2) 警察事務職	4名程度	
(3) 教育事務職	1名程度	
(4) 土木職	1名程度	
(5) 小中学校事務職 (市町立小中学校等)	8名程度	

## 備考

- 1 この試験を受けられない者は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 日本国籍を有しない者（臨床検査技師、診療放射線技師及び小中学校事務職は除く。）
  - (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者
    - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
    - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
    - ウ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
    - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	平成19年9月23日（日）	神戸会場： 県立大学神戸学園都市 キャンパス 姫路会場： 県立姫路労働会館 豊岡会場： 県立豊岡高校

第2次試験	平成19年10月29日(月)から同年11月1日(木)までのうち 指定する1日	神戸市内
-------	---	------

## 3 試験の方法

## (1) 第1次試験

(中級)

## ア 教養試験

短期大学、高等専門学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。

## イ 専門試験

各職種に必要な短期大学、高等専門学校卒業程度の専門的知識について択一式により試験を行う。

## ウ 論文試験

一般的な課題により短期大学、高等専門学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得性、文章表現力・文章構成力について試験を行う。

(初級)

## ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。

## イ 専門試験(土木職)

職種に必要な高等学校卒業程度の専門的知識について択一式により試験を行う。

## ウ 論文試験

一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得性、文章表現力・文章構成力について試験を行う。

## (2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して行う。

## ア 口述試験

個別面接①、個別面接②の方法により試験を行う。

## イ 適性検査(中級のみ)

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

## 4 合格者の発表

## (1) 第1次試験

平成19年10月17日(水)午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、受験者全員に通知する。

## (2) 第2次試験

平成19年11月13日(火)午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、第2次試験受験者全員に通知する。

## 5 受験手続及び受付期間

(1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角型2号封筒)を同封のうえ、「中級・初級請求」と朱書きし、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス [http://web.pref.hyogo.jp/pref/cate3\\_649.html](http://web.pref.hyogo.jp/pref/cate3_649.html)

## (2) 受験申込み

## ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申し込みを受け付け後、平成19年9月12日頃に発行する。

アドレス [http://web.pref.hyogo.jp/pref/cate3\\_649.html](http://web.pref.hyogo.jp/pref/cate3_649.html)

## イ 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真(申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの)をはり、兵庫県人事委員会事務局(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)へ提出すること。

受験票は、申し込みを受け付け後、平成19年9月12日頃に発送する。

(3) 受付期間は、インターネットによる場合は平成19年8月15日（水）午前9時から同月27日（月）午後5時まで、郵送による場合は平成19年8月15日（水）から同年9月3日（月）（必着）まで、持参による場合は平成19年8月15日（水）から同年9月6日（木）までとする（持参による場合は土曜日及び日曜日を除く。）

持参による場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

なお、インターネットによる場合は平成19年8月27日（月）午後5時までに受信したものまで、郵送による場合は、平成19年9月3日（月）に到着したものまでを有効とする。

#### 6 その他

(1) 最終合格者は、試験職種・区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者において採用前に身体精密検査等を行い採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から平成21年3月31日まで有効とする。

(2) この試験についての問い合わせは、兵庫県人事委員会事務局職員課（電話078-341-7711 内線5920、5921）あてに行うこと。

#### 監 査 委 員 公 告

##### 住民監査請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を平成19年7月9日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

平成19年7月17日

兵庫県監査委員

久保 敏彦

天宅 陸行

## 住民監査請求に係る監査の結果について

## 第1 監査の請求

## 1 請求の受付

平成19年5月10日、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、別記の5人から提出された。

## 2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに陳述において提出された証拠に基づき、本件措置請求の要旨を、おおむね次のとおりと解した。

## (1) 請求の要旨

## ア 請求理由

2006年（平成18年）9月12日、最高裁判所において、阪神水道企業団が、代表者会議など議会の法定外会議に出席した議員に支給した費用弁償は違法であり、議員に支給した費用弁償を全額阪神水道企業団に返還させるよう求める判決が確定した。

最高裁判所が妥当だと判断した大阪高等裁判所の判決（要旨）では、「憲法ないし法の趣旨からすれば地方公共団体の議会は常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会以外の委員会や会議を設置することはできないものというべき。それ以外の会議の設置を認めると、法定外の会議で法の厳格な手続によらず実質的に審理・議決がされ、それが議会や委員会の審理、議決と同視されたり、また、それに代替的役割が与えられる危険性が生じかねず、ひいては法の規定する議会制度の趣旨を潜脱されるおそれがある。また、法定外の会議を許すとすると、その範囲が際限なく広がる危険性があるし、合理的な範囲に限定するにしても、その範囲は不明確なものとならざるを得ず、上記の弊害を防止することはできないことは明らかであるから、この面からみても法定外の会議を許容することは相当ではない」との理由で、法定外会議に参加した議員に費用弁償を支給することはできないとした。

同様に兵庫県議会には、法定外の新議会世話人会、新議会世話人会小委員会、各会派政務調査会長会、地方議会協議会、広報委員会、正副常任委員長会議、各会派代表者会議、予算特別委員会理事会、決算特別委員会理事会及び少子化対策調査特別委員会理事会があり、2002年（平成14年）5月13日から2006年（平成18年）11月13日まで、井戸知事から、それらの会合の参加議員に対し、総額5,596,319円の費用弁償が支給されている。

これらの費用弁償の支給は、阪神水道企業団議会の法定外会議の費用弁償と同じで、2006年（平成18年）9月12日の最高裁判所の判例に反し、明らかに違法なものである。

## イ 求める措置の内容

知事の責任において、過去5年間に法定外会議の参加議員に支給された費用弁償について、当該議員から全額を県に利子とともに返還させるよう勧告することを求める。

## (2) 事実を証する書面

本件措置請求の要旨に係る事実を証する書面として、次の文書が提出された。

ア 県議会費用弁償返還請求額一覧表（平成14年5月13日から平成18年11月13日までの新議会世話人会、新議会世話人会設置準備会、新議会世話人会小委員会、各会派政務調査会長会、地方議会協議会（町議会、市議会）、広報委員会、正副常任委員長会議、各会派代表者会議、予算特別委員会理事会、決算特別委員会理事会及び少子化対策調査特別委員会理事会に係る会議開催日並びに議員別の費用弁償の支給額を一覧表にしたもの）

イ 費用弁償概算・精算請求書（ただし、平成14年5月13日から平成15年6月11日までに開催された会議に係るもの）